

令和3年10月26日  
消費者庁取引対策課

「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（案）」等に関する意見募集について

#### 1 意見募集対象

- ・ 消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（案）（意見公募手続の対象法令のみ抜粋）
- ・ 特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（案）
- ・ 預託等取引に関する法律施行規則（案）
- ・ 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）
- ・ 消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）
- ・ 特定商取引に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令の一部を改正する命令（案）
- ・ 特定商取引に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る審査基準等について（案）
- ・ 預託等取引に関する法律に基づく処分の基準について（案）

#### 2 意見募集の趣旨

消費者庁では、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第72号）の施行等に伴い、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（案）等を作成いたしました。

つきましては、上記1の意見募集対象に関し、下記の要領にて広く国民の皆様様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、本政令案等作成の参考とさせていただきます。

#### 3 意見募集期間

令和3年10月26日（火）から令和3年11月24日（水）まで（必着）

#### 4 意見の提出方法

御意見は、理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。なお、電話での受付はできませんので、御了承ください。

- (1) 郵送
- (2) F A X
- (3) インターネット（電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム）  
<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

※ 郵送及びF A Xを御利用の場合には、以下の事項を御記入ください。

- 【1】タイトル（「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（案）等について」と御記入ください。）
- 【2】氏名（法人その他の団体にあつては名称／部署名等）
- 【3】職業（法人その他の団体にあつては業種）
- 【4】住所
- 【5】電話番号
- 【6】メールアドレス
- 【7】御意見及びその理由
  - \* 御意見が 2000 字を超える場合、その内容の要旨を添付していただきますようお願いいたします。
  - \* 郵送の場合には、封筒表面に「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（案）等について」と朱書きしてください。
  - \* F A Xの場合には、表題を「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（案）等について」としてください。

#### 5 意見の提出先

住 所：〒100-8958  
東京都千代田区霞が関3-1-1  
中央合同庁舎第4号館7階  
消費者庁取引対策課 意見募集担当宛て  
F A X 番号：03-3507-9291

#### 6 注意事項

- お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。
- それぞれの御意見には、御意見の対象が分かるように、政令案、府令・命令案又は審査基準案の名称、条文番号等を明確に記載してください。
- 御提出いただいた御意見は、氏名・住所・電話番号及びメールアドレス等個

人情報に関する事項を除き、公開される可能性があること、またその内容に応じ、消費者庁内の関係部署や関係府省庁と共有する可能性があることを、あらかじめ御了承願います。

○御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに部署名等）、住所、電話番号及びメールアドレスは、御意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。

（担当）消費者庁取引対策課

TEL：03-3507-9210

FAX：03-3507-9291